

令和6年8月30日

保護者の皆様

中央区立月島第二小学校  
校長 伊藤 真吾

自然災害発生時等に関する対応について

平素より本校の教育活動にご理解・ご協力いただき、ありがとうございます。  
さて、台風・大雨・大雪等の荒天や地震等の自然災害が発生した場合、本校では原則として下記の通り、対応いたしますので、あらかじめお知らせいたします。

記

1 大雨および暴風（台風）、大雪の発生時の対応

大雨および暴風（台風）、大雪の発生における対応基準

東京23区（中央区）に、特別警報（大雨・暴風・暴風雪・大雪）又は暴風警報、暴風雪警報（以下、特別警報等）が気象庁より発令されることが予想される、または発令された場合、以下の通り対応する。

(1) 登校以前の対応について

日	判断時刻	状況		対応		
前日	午後2時	特別警報等の発令が予想される場合		臨時休業または登校時刻繰り下げ	教育委員会事務局と校園長会長で協議・判断し、校園長へ連絡 ↓ 区・各校園ホームページへ掲載 ↓ 「tetoru」 ※前日が休日であっても同様の対応	
	午後5時	23区のJR・都営・私鉄・地下鉄各線のいずれかにおいて、計画運休が発表された場合	当日、午前10時までに解除されない場合	臨時休業		
			当日、午前10時までに解除される場合	午後登校 ※給食なし		
午後5時以降		※午後5時時点で一時的に判断をするが、それ以降も同様の対応とする。				

裏面あり

日	判断時刻	状況	対応	
当日	午前 6時	特別警報等が発令されている場合	自宅待機	学校ホームページ 「tetoru」
		特別警報等が発令されていない場合	通常登校	
	午前 7時	特別警報等が発令されている場合	臨時休業	区ホームページ 「tetoru」
		特別警報等が発令解除されている場合	登校時刻 1～2時間の繰り 下げ	学校ホームページ 「tetoru」

(2) 登校以後の対応について

日	判断時刻	状況	対応	
当日	在校時	特別警報等が発令されている場合	学校待機 ※特別警報等が発令解除されるまで保護する。 ※保護者による引渡しが可能である場合は、引き渡しを行う。	学校ホームページ 「tetoru」

2 地震発生時の対応

地震発生における対応基準

東京23区（中央区）に震度5弱以上の地震が発生した場合は、以下の通り対応する。

発生時	それ以下の地震
<p>○学校の管理下・管理外において、校長は、児童の被災状況を確認する。</p> <p>○在校時に発生した場合、児童を学校に留め置き、保護者へ引き渡しとする。 ※引き渡しができない児童については、学校に留め置く。</p>	<p>公共交通機関の運行状況や被災状況等により、校長の判断で、引き渡し対応等で、下校時刻を早めたり、遅らせたりする。</p>

3 その他

- ・保護者の判断で自宅待機する場合は、欠席または遅刻の扱いとしません。結果的に、登校しなかった場合、「出席停止・忌引き等」の扱いとします。